

# 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

保健福祉部障害福祉課

## 1 改正の趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）の一部改正に伴い、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者※<sup>1</sup>についても、生活介護※<sup>2</sup>及び短期入所※<sup>3</sup>を提供することができることとすること等のため、所要の改正をしようとするものである。

※<sup>1</sup> 訪問看護（居宅において介護を受ける要介護者について、その者の居宅において看護師等により行われる療養上の支援又は必要な診療の補助をいう。）及び小規模多機能型居宅介護（居宅において介護を受ける要介護者について、その者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の支援及び機能訓練を行うことをいう。）の組合せにより提供されるサービスの事業を行う者をいう。

※<sup>2</sup> 常時介護を要する障害者について、主として昼間、障害者支援施設等において日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供等を行うサービスをいう。

※<sup>3</sup> 障害者等の介護を行う者の疾病等に伴い、当該障害者等を障害者支援施設等に短期間の入所をさせ、日常生活上の支援を行うサービスをいう。

## 2 改正の概要

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者に加え、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者についても、生活介護又は短期入所を提供することができることとするとともに、当該サービスを提供する際に満たすべき基準のうち、登録定員及び利用定員に係る基準について、所要の規定の整備をすることとする。

(2) 精神障害者の地域移行を支援するため、一定の基準を満たすものとして知事が認めた場合には、平成37年3月31日までの間、病院の敷地内の建物を共同生活住居とする指定共同生活援助※<sup>4</sup>又は外部サービス利用型指定共同生活援助※<sup>5</sup>の事業を行うことができることとするための特例を設けることとする。

※<sup>4</sup> 障害者について、主として夜間、共同生活を営むべき住居において必要な援助を行うサービスをいう。

※<sup>5</sup> 指定共同生活援助の事業を行う者が、介護の提供を外部の居宅介護事業者に委託して行うサービスをいう。

## 3 施行期日

平成27年4月1日